工事の遅延に附込んで賃金値上を強要

特設館は取り付け捗らず 取消を命ぜられた數種の餘興館

平和博開會期も後六日に迫つた今日各館の工事は一向捗らず晝夜兼行で工事を急いで居る現在平博の仕事に從事してゐる人員は大工左官ブリキ屋ペンキ塗仕事師人夫等

一萬人 あるが此等の人人の賃銀は一日大工左官ブリキ屋は三圓五十錢ペンキ屋仕事師は二圓五十錢人夫二圓といふ割合であるが期日が差し迫つて來ても工事は一向捗らず當局は會期は一切延長せず若し間に合はざるときは特設館の取消を命ずると言明してゐるので

足下に 付け込んだ彼等は尚工賃の値上げを要求し夜業料及び割增金を迫り一日の收入五圓六圓になるのは敢て珍らしくない殊に特設館の工事遲延は一層甚だしく加之此の雨で工事は遲れる一方で此調子では來る十日の期日には五分通り位しか出來まい今尚足場の取れぬ樣では大抵想像が出來るそれでも

特設館 は一生懸命に仕事を急いでゐるが憎む可きは最初から開館する意志が少しもなく權利を賣買して一儲けしようとする連中で此等は初めから少しも手を付けぬので當局でも大いに手古摺り最近地理歷史活動寫眞館デライトハウス各地手踊飛行塔は當局から

取消し を命ぜられたが尚支那館などは怪しいものと目下當局の監視中である一方出品物の陳列の揃はぬ事は一層甚だしく何時の博覽會も同樣であるが建築物の完成せぬ中に立派な物を出品しても工事の爲め傷つけられたり汚されたりしては大損害といふのであるが之は又無理からぬ話である兎に角

此調子 では開會當日は建築物出品物共に六分通りより出來上るまいと

燐寸職工賃銀値下

不承々々に承諾する

神戸市内の東洋、日本、中央各燐寸會社、[illegible]二月二十八日協定の燐寸現今の不況を理由とし各工場の各種職工を通じ一樣に賃金八分引を斷行する事とし本月一日より實行したが、是等燐寸會社に働く職工は神戸市内に約一萬五千名程あり何れも事情已むを得ざるものとして溫々承認したが關西燐寸勞働組合長宮崎敬馬氏は各會社に對し景氣恢復の上は直に元通りに賃金を引戻すやう交渉を遂げ等質を得たと（神戸電話）

不法檢束の告訴狀

日本勞働總同盟大阪聯合會所屬員瀬野久吉（[illegible]）が大阪朝日橋署の不法監禁を鳴らし同署長を相手取り遂に告訴を提起した事は夕刊所報の如くであるが該告訴狀は大體左の如し

告訴狀

告訴人　大阪市西區櫻島町木型工　瀬野久吉

被告訴人　大阪朝日橋警察署長警視　菅野喜三郎

理由

一私は大正十一年一月十三日朝日橋署に拘引されまして同十八日まで引續き檢束されてゐました

一又私は大正十一年二月七日午後八時頃今宮署に檢束されまして翌八日午後一時頃朝日橋署に移送されて九日午後三時頃まで引續き檢束を受け其後二十日の拘留に服罪してゐました、然るに同月十七日頃私に關する前記二回の檢束が人格を無視した不法の監禁であつたことを知りました、檢束の理由書によれば一月十三日午後三時より同十七日午後五時頃までに四回嚴戒の上放還した樣になつてゐます、朝日橋署の記錄によれば十三日は大阪機械工組合の櫻島支部の演說會開催につき不穩と認め行政執行法第一條により檢束すると署名して居ます　十四日は大阪[illegible]組合の同上理由で引致すと川岸司法刑事は署名してゐます然るにかゝる演說會の計畫すら絕對にありません、此のことは櫻島支部員を御取調下つても判ります、當日朝日橋署の方に演說會の屆けがあつたかどうかのことを取調べ下さつても判ります（中略）

二月八日の檢束理由書に依ると同日午後四時頃西區西九條、西九條公園に於て泥醉し過激な言語を發し公安を害する誤ありと認め行政執行法第一條に依り引致すと谷口防犯が署名してゐます、然るに私は今宮署から移送されて以來拘置場に監禁されて居たもので酒を飲み西九條公園に居た等と云ふ事は以ての外であります

以上の事實は身苟も人民保護の任に當り法律を研究運用して違法者を取締る重職にある警察官が官文書を捏造して不當の監禁等斯る違法を敢てすると云ふが如きは法治國家の爲思ふ可き事と思ひ本訴に及びました（後略）

大正十一年三月四日

右　瀬野久吉

大阪地方裁判所檢事局御中

涙金も貰はず會社と激論す

横濱船渠に削首す 東京側三千の應援で 猛烈な示威運動

横濱船渠會社は罷業職工首謀者の馘首追加と稱して更に四日午前中造機部鍊鐵工伍長高橋竹吉同鉸鐵工組長村高峯三郎同職工市野塚金一郎の三名に解雇通知狀を

發送し た、同日午後は二時から馘首職工に對する退職手當金及び給料を支給する事とて會社側は總額七千圓の耳を揃へて待つたが馘首職工は戸部六丁目爭議團本部で協議の結果新に坂口寅之助外七名の委員を擧げて會社に對し

第一職工規則第何條で解雇したか、第二退職手當は何を標準にしたか、第三會社は解雇を一面保證して置いて今解雇した理由如何等につき篠詰談判を行ふと同時に右四十九名への解雇通知狀を

一纏め にして突ツ返すことに決し是等の委員は午後一時會社に押かけ警官控室で會社側の造船技師金森次郎、造機技師鴨井仁喜太兩氏と會見したが會社側は第一問に對しては第二十二條の處罰令に依る第二問は餞別の意味だ其他は說明の限りではないと刎付け四十分間に亙り激論したが職工側は憤慨して質問の

主眼の 筈だつた第三問は質問も發せず解雇通知狀も突返さずに二時頃退出した、職工側は今五日午後三時東京の日本勞働總同盟會から三千名の應援隊が來ると號し同日は猛烈なる示威運動を行ひ同夜は戸部町活動寫眞常設館で又も演說會を開く計畫であるといふが警察側でも四日朝來伊勢佐木町署を警戒本部として一層嚴重に警戒を行つてゐる（横濱電話）